

管理 No.	申107
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康医療部 保健所 保健衛生課
(生活衛生係)

根拠区分	条例 規則
許認可等の名称	工事完了検査
根拠条例・規則の名称/条項	奈良市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成13年奈良市条例第49号) 第14条
処分権者	市長
審査基準	<p>墓地等の工事完了検査に係る審査基準は、次に定めるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・奈良市墓地等の経営の許可等に関する条例 第14条・奈良市墓地等の経営の許可等に関する規則(平成14年奈良市規則第10号) 第8条・奈良市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領 <p>(関連条文)</p> <p>【奈良市墓地等の経営の許可等に関する条例】 (工事完了検査等)</p> <p>第14条 墓地等の経営者は、墓地等の工事を完了したときは、当該墓地等がこの条例に定める基準に適合しているかどうかについて、市長の完了検査を受けなければならない。</p> <p>【奈良市墓地等の経営の許可等に関する規則】 (工事完了の届出)</p> <p>第8条 墓地等の経営者は、墓地等の工事を完了したときは、墓地等工事完了届(別記第9号様式)に、工事完了時の現場写真を添えて市長に届け出なければならない。</p> <p>【奈良市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領】 (検査の事務手続き)</p> <p>第7条 略</p>
標準処理期間	14日間
最終更新日	平成31年4月1日更新